

(事務連絡)

令和3年3月4日

各事業所の長様

京 都 市
保健福祉局障害保健福祉推進室
在宅福祉課長
社会参加推進課長

障害福祉サービス関係の押印見直しについて

平素は本市の市政運営に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地方公共団体が実施する行政手続に係る押印の見直しについて、国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることを目的として、令和2年12月18日付けで、内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところです。

つきましては、下記の各種障害福祉関係書類についても、本マニュアルの考え方に沿って、取扱いを見直すこととしますので、お知らせいたします。なお、下記以外についても、順次本市関係要綱の整備ができ次第、取扱いを変更する可能性がありますので、御承知おきください。

記

1 サービス提供実績記録票（障害福祉サービス）

令和2年12月25日以降のサービス提供分から新様式を御利用ください。新様式は以下のホームページ下部からダウンロードしていただくことができます。

<https://www.wam.go.jp/wamappl/26KYOTO/26bb01kj.nsf/bb01d8a8451715f5492567d00007331a/efca81e94184fec94925864c00266b5f?OpenDocument>

なお、確認欄は利用者または保護者が確認した際に何らかの記載をしていただくものであり、どのような記載にするかは任意となっています。

例) レ点、○印、押印、署名

2 サービス提供実績記録票（移動支援事業）

令和3年3月1日以降のサービス提供分から新様式を御利用ください。新様式は以下のホームページ下部からダウンロードしていただくことができます。やむを得ず、旧様式を使用される場合も適宜、サービス提供者印欄及び利用者確認印欄に斜線を引く、もしくは、二重線を用いて印欄から確認欄へと修正する等で御対応ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000227764.html>

なお、確認欄の記載方法については1の取扱いと同様です。

3 福祉サービス等受給者証・地域生活支援事業受給者証

利用者との契約日が令和2年12月25日以降である場合、裏面「事業者確認印」欄への押印を不要とします。新様式を交付するまで裏面の「事業者確認印」欄は空白のまま御利用ください。

なお、押印欄以外の記載事項等は変更されていないため、引き続き利用者との契約時には受給者証に記載された支給決定内容等を御確認のうえ、正確な契約支給量等を裏面へ御記載いただきますようお願いいたします。

4 事故報告書（障害福祉サービス等）・PCR 検査等報告書

本事務連絡の発出日以降に作成いただくものから、新様式を御利用ください。新様式は以下のホームページ下部からダウンロードしていただくことができます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000238358.html>

なお、感染症法において、令和3年2月13日より、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」に追加されました。これに合わせて、感染症の分類表及び検査等対象者等に係る報告様式を改訂しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上

【お問合せ先】

障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）

- ・ 訪問系サービス ： 在宅福祉第一担当
- ・ 通所・居住系サービス ： 施設福祉担当